

会 議 録

会 議 名	第 1 回東浦町景観計画検討委員会	
開 催 日 時	平成 26 年 7 月 25 日（金） 午後 1 時 00 分から午後 3 時 20 分	
開 催 場 所	東浦町役場 3 階 第 2 委員会室	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、久米弘氏(副委員長) 出村嘉史氏、梶川幸夫氏、成田盛雄氏 竹田正巳氏、久米義金氏、万木和広氏 青山佳子氏、中村美紀氏 風間一氏(代理：志賀雅樹氏、オブザーバー) 西尾義廣氏(オブザーバー)
	事務局	神谷町長、近藤建設部長、服部建設部次長 久米都市整備課長、岡本都市計画係長、林主事 ㈱国際開発コンサルタンツ 大森、森下
議 題 (公開又は非公開の別)	平成 25 年度景観計画中間報告書について（公開）	
傍 聴 者 の 数	2 名	
審 議 内 容 (概 要)	議題の審議内容については、別紙のとおり	
備 考		

審議内容（概要）

【委員長等の選任について】

事務局： 始めに、本日の審議内容を「東浦町審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づいて公開することについての了承、本委員会の会議録について個人情報にかかる部分や発言者名は非公開として都市整備課の窓口で公開すること、ならびに本委員会の録音、写真撮影の了承を求めたい。

次第の6「委員長の選出」について、「東浦町景観計画検討委員会設置要綱」第5条第2項に基づき、委員の互選により委員長の選出に入りたい。推薦の方法で選出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ご異議ありませんでしたので、どなたかの推薦をお願い致します。

委員： 今並行して行われているまちづくりのワークショップのなかで、海道委員の講演会があり、住民等も海道さんをよくご存知である。また、都市計画、コンパクトシティといった内容について研究されておられる海道委員を推薦したいと思います。

事務局： 推薦がありましたので、海道委員を委員長としてよろしいか。

（異議なし）

ご異議ありませんでしたので、海道委員に委員長をお願い致したい。

委員長： ご挨拶申し上げたい。先日、町長さんに町内を案内していただいた。その時の印象として、非常にいろいろな町の構成要素がある。小さい町ではあるが、魅力的な町であると思う。川べり、昔の旧街道があり、お寺さんもたくさんあり集落に伴う一方、駅前にはスーパーや住宅団地もある。それから福祉施設もある。それから里山、農地、ぶどう畑もある。いろいろな面で歴史性もあり、自然性もある。

今、全国的に人口減少、高齢化が進み、子どもの数、若い女性の数が減ってきて日本は将来どうなるのかということが、都市づくりの分野でも大きな課題となっている。しかし、日本全国同じように変わってくるわけではなく、それに対する取り組みもいろいろである。この委員会では、景観計画を策定し、それを实际運用できるように整えていくという、大きなテーマがあるわけだが、景観というのは、町でも村でも自然でも一緒に扱えるように、非常に大事な要素が含まれている。ですから、このなかで何か垣根をつくらずに、東浦の今とこれからどのようなまちづくりをしていったら良いか、ということについて、

景観を通して、そのあり方を考えていくという、非常に良い議論ができるのではないかと思う。

最後に、ひとつだけお願いがある。今のスケジュールでは、今年度内でまとめることになっているが、ぜひそれだけはやめて欲しい。さまざまな要素もあり、これからこの町にとって非常に大事なテーマであるので、できるだけいろいろな意見を出して、議論していくことをお願いしたい。

年度を越えた場合、また予算措置も必要となるかもしれないが、できるだけ時間を惜しまずに皆さんのご協力がいただければ、良い計画、それから次の実行に移るような段取り、そういうものができると思う、そのような形で進めていただければありがたいと思う。よろしくお願いします。

事務局： 設置要綱第6条に基づき、委員長に議長を務めていただきまして、議事の進行をお願い致したい。

委員長： 副委員長は設置要綱第5条第2項に基づき、「委員長が指名する。」となっているので、久米弘委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

副委員長： よろしくお願ひ致します。

2011年から第5次総合計画がスタートし、その前段の計画策定にあたって60名の委員が6つに分かれて、いろいろ検討をした結果でき上がったのが総合計画である。その時に、「東浦町の環境は非常に美しくて良いから引っ越してきたが、この20数年で変わってしまった」という話があった。確かにそういった自然環境に良さがあるが、それ以外にも多くの要素がある。それらも含めて町長の言う「コンパクトなまちづくり」のなかで、いろいろなものが入ってきてきちんとしたものができ上がれば良いかなと、こんな風に思う。

県の社会教育委員会の総会の際に岐阜大学の益川准教授の講演があり、これからはわれわれのコミュニティセンター、コミュニティは重要になってくるといふ話のなかで、40年後に日本の人口が8,900万人、現在の2／3に減り、50年後には2／3の市町村がなくなってしまう、減ってしまうと言われている。

そのなかで特に言われたが、「何々をつくる」というのではなく、「100年後に残すべきもの」をこれから検討すべきだということである。われわれの段階で残したいものを決めても、やはり住民の考えもあるので、この委員会で検討することを含めて、できるだけ地域の住民にいろいろな面でご理解をいただきながら進めていきたいと思う。

町長は、いろいろな機会で、例えば老人クラブの会合のなかでも景観を含めてまちづくりについて話されている。地域の住民の方と連携をしながらこうあ

るべきだというものをつくっていかないと、協力が得られないと思っている。短時間では計画策定が難しいと委員長もおっしゃっているので、できるだけ私も委員長を支えながらできることはしていきたい。よろしくお願い申し上げます。

【策定スケジュールについて】

委員長： それでは、次第 10「景観計画中間報告書について」。中間報告書についてご報告をお願いしたい。

事務局： （スケジュールの説明）

委員長： スケジュールは順調にいけば、こういう風になるということだと思う。できるだけこれに沿って進めば良いが、議論が活発になって年度を越すといった場合に問題がありますか。

委員： 景観ワークショップに昨年参加した立場として、ひとつ感想を申し上げたい。景観ワークショップでやられたことと、この中間報告書で、かなりの実感の違いがある。ワークショップで住民が共有した内容と報告書には、かなりの開きがあると思うし、議論されていないような内容が出てきている場面もある。そういうこともあるので、先ほど海道先生がおっしゃったようなスケジュールの話も含めて、ワークショップをもう 1 回持続的にやるとか、そういう方策も、住民に対するフィードバックとかを含めてちょっと議論したいと思うがどうだろうか。

委員長： 今日は全般的な議論になると思われるが、第 2 回、第 3 回の時点では、今後のスケジュールをどうするかという話をしておかないといけないと思う。急に「議論を残したから次に延ばそう」という訳にはいけないと思われるので、皆さんのご意見、それから予算措置等が可能であれば、そういうかたちで可能にしたいと思う。

委員： このスケジュールでいくと第 1 回から第 2 回ですごく飛躍している。これだけの話をしているので、いきなり次の第 2 回で景観形成基準の設定とか、景観重要建造物とか樹木等を指定していくことになる。今、中間報告書が出てきて、それをこの委員会で受けて、理解して、議論して、本当に住民の声をどうやって受け止めて、どうやって構成していくのか。この 1 回目と 2 回目の間は、現実的に本当に時間がある話だと思う。

委員長： 上手くワークショップでの議論が報告書に反映されていないということであれば、もう少しそこで時間がかかると思う。

委員： 理屈では2人しか把握していないということになるので。

委員長： 具体的に議論を進めて、必要であればそういうところをこの委員会の皆さんに聞いて、議論をお願いしたいと思う。今後のスケジュールによっては、予算措置のこともあるが、その辺、様子がわからないので、皆さんの意見を先に出していただければと思う。

委員： 1回目と2回目の間の飛躍という部分について。景観計画を立てる前に、その景観計画自身が目指す、どういうものについてつくらなければならないのかという意識共有にもっと時間がかかると思うので、この委員会においても2回か3回ぐらい費やさないといけないのではないかな。

ワークショップで話し合われたと思うが、先ほどのメニューを伺う限り、資源発掘をして資源マップをつくったとのこと。つまり、それはどこに何があるかの把握であって、非常に有用な第一歩ではあるが、ではそれによって次の段階として、未来をどういう風にしていきたい、というような議論、それも当然マスタープランなどを念頭に置きながら、その意識共有について、もう少し議論が必要じゃないかなと思う。それがあれば、逆に2、3、4回でやろうと言っているガイドラインづくりは、比較的容易にできると思うが。

委員長： 私もそう思う。やはり最初のところで、この町の景観を考えるとどういうことなのか、何が大事で何を伝えていくのか。あるいは見つからないものがあればつくらないといけない。どんどん大事と思っているものがなくなってしまうことが懸念されるので、どう救っていったら良いか。多分景観法だけではできないかもしれないので、何か違う仕組みをまた加えないといけないかもしれない。最後はやはり町民、それから所有者の方、利害関係者の方の納得と、それを支えていく仕組みがないといけない。

そういうことで、その辺はやはり充分議論をしてやっていかないといけないと思う。今日報告していただいて議論をして、できれば2回目の内容は3回、4回に持って行って、今日の議論をもう少し継続したほうが良いかなという風に思う。少しその辺については、内容のご説明があってから、議論していけば良いと思う。考えとしては今日の議論を「資料をこれで承認しました」みたいにせずに、もう少し内容を深めていったらどうかと思う。

委員： 去年は景観ワークショップをやり、今年は「幸せのまちづくりのワークショップ」という都市計画的なワークショップをやっているので、相互の関連性にも配慮が必要だと思う。都市計画審議会には、景観計画を諮問ではなく報告する、という風になっていて、ここでしか接触点はないので、住民も参加して1年かけてやっている訳で、当然都市計画的な内容も入ってこないといけないので、相互の関連性をここで、この委員会で話していただければと思う。

委員長： 了解しました。そういう方向で進めていきたいと思う。今日の議論が今日で完結しない場合、次にもう1回継続して議論をしていくということでスケジュールが後にずれていく可能性はあるが、事務局としてはそれでよろしいですか。

事務局： そのように進めたいと思います。

委員： ひとつ大事になってくると思うが、もし2年に延びた場合に、コンサルタントに今の予算の枠のなかでやってくれ、ということになりかねないと思うんですが、それは大丈夫ですか。

委員長： 今年の作業が少ないから減額してその分を来年に回すとか、そういうのはやめて欲しいと思う。

委員： それはやめて欲しい。だんだん質が低下するので。

委員長： それはいけないと思う。

委員： 来年の保証を、できるだけしていただきたいと思う。

委員長： 一般論になるが、最近コンサルタントの方といろいろ付き合ってみると、すごく厳しい状況がわかる。発注金額がどんどん下がってきて、しかし求められる内容は多く、手間がすごくかかっている。設計、計画とか構想づくりの発注金額がすごく安くなって気の毒だし、それが跳ね返ってその地域にとってもすごく不幸なことになる。道路であれば基準があって、それが、10mが8mになったということなら、8m分はきちんとしたものができる。ところが、こういう計画論というのは数量で測りようがない。そこの金額が少なくなると、非常に薄い計画にならざるを得ない。それは地域にとっても不幸なことなので、減額、あるいは何とか今年の分で来年もとほしないように、

必要な費用については、よろしくお願ひしたいと思う。

それから、スケジュールのなかで「パブリックコメントの実施」というのがあるが、住民からコメントをいただこうと思った時に、今は非常に形式化されてしまっていると思われる。これもこれからの進め方の話になるが、できればタウンミーティングみたいなかたちで、委員の皆様も参加していただいて、町民の方と直接議論ができると中身が深まると思う。

先ほども申し上げたが、景観計画というのは、他の計画とかとは違って、住民の方、それから所有者の方、事業者の方、あるいはここで仕事をしている方の理解がないといけない。全国でも景観計画はたくさんつくられていて、評価が高い一方、色彩と高さの制限だけに終わっていて、本来景観を整えて守っていくというのに対しては、非常に力がないという批判もある。

そうならないためには、やはり地域の人たちが理解をして、同意してもらう策定プロセスを大事にしないといけない。つまり、この委員会で皆さんのご意見を全部まとめました、条例をつくって実施しますという形ではなく、関係者の皆さんにも参加してもらわないといけないのではないかなと思う。その辺の、計画策定すること自体もひとつの取り組みであるということで、事務局も大変だと思うが、コンサルタントの方もよろしくお願ひしたい。

【景観計画中間報告書について】

委員長： では、報告書に従い質問や議論をしていきたい。「はじめに」の「景観とは？」の説明からお願いします。

事務局： 「景観法」について、パワーポイントを用いて説明。

続いて、他都市の景観計画の事例について説明を海道先生から説明をお願いいたします。

委員長： （美濃加茂市の事例を説明）

事務局： 続いて「景観とは」について、パワーポイントを用いて説明。

委員長： 今までのところで、何かご質問とかありますか？
（質問等なし）

今年は景観法が制定されてちょうど10年目となるが、全国で景観計画が策定されている市町村は400。昨年の時点で399市町村と言われていて、1,700市町村のうち22%の市町村で景観計画が策定されているというのが、今の状況である。

景観計画の特徴について、学術的な説明をすると、自治体はかなり自由につくって運用できるという、自治体主導で政策とか計画を実施できるところにすごく大きな特徴がある。つまり、皆さんで議論している、「東浦をこういう町にしていくなだ」ということを、5ページのここにもありますけど、みんなで決めてやろうとした時に、相当なことが可能であると。しかもそれは、町も、歴史も、自然も含めて、町全体を対象にして、いろいろなことができるという、すごく特徴のある法律です。

それと、「景観は結果である」というのがすごく大事で、景観というのは最もわかりやすく、その町が良い町か、住みよい町かということを表す指標、バロメーターだという風なことを良く言っている。景観は見た目の姿であるなら、では目の見えない人にとってはどうなるかということがあるが、目の見えない人でもその五感、風とか匂いとか音とか雰囲気とか、そういうのを感じられる。そう考えれば、すべての人にとって、良い景観を持っている町というのはやはり良い町、良い人が住んでいる町、そんな町だということである。ぜひそういう視点で、皆さんもご議論いただきたい。

「視点場」というのも難しいが、これは例えば京都で、東山とか大文字とかで条例をつくって、大きく遮るものはつくってはダメですよという考え方を条例にしているところもある。

委員： 私は建築の設計事務所をやっており、建築家の立場としてこの景観条例を実際現場で扱っている立場にある。2ページの③「行為の制限」のいちばん下、5行目に「行為着手の30日前までには、景観行政団体（町）へ届出を出す必要がある。」とある。大体ほとんど全国的な市町は、これを用いている。このタイミングというのは大体確認申請を出すのと同様だが、現実には、確認申請を出すという段階では、もう全部設計行為はフィクスして、全部クライアントの承認も得ているわけで、ここで届出を出して云々って言われていると、もう対応できず、ここで大体揉めて、建築家側が勝ってしまうというようなことが、往々にして起こる。なので、景観行政をしっかりと実行的にやっていたとした時に、こういう届出について右に倣えで、30日前に届け出るということではなくて、まず、そういったところからちょっと仕組みの方を変えていくことも必要ではないかと申し上げておきたいと思う。

あともうひとつは、実際、努力義務に終わっているところが非常に多い。たいていの建築士さんは努力義務はやらない、これもやらない、あれもやらないというところが往々にしてある。住民の建築家に対する要望、意志がすごく大切になってくるので、やはり住民の意識を共有するという面で、住民との対話の場を、この委員会が終わってしまうのではなくて、継続的に用意するということが大切ではないかと切に思います。

委員長： ありがとうございます。今日配って頂いた都市計画学会で昨年出した学術論文を、あとでまたご覧いただければと思うが、今言われたことと関係しているのは、図1「届出手続過程のタイプ分類」、それから図2「事前協議段階で実施されている主要な取り組み」というところ。今言われたのはもっともな話で、手続きに入ってからでは杓子定規なことしかできないことになってしまう。この論文で言っているのは、事前協議とか事前相談というところを丁寧にやらないかぎり、狙ったものできないということである。

全国いろいろと頑張っている自治体に行って行政担当者と話をしてみると、頑張ってやっているところは、基本的には正式に書類を受け付ける前の段階で、申請者と充分話をして、地区の人がこういうことをやって欲しいということ、届出行為を申請しようという人に充分伝え、そこで議論をする。そういう風にしないと、正式な書類が出てきてからだと、○か×かを判断してはいけなくなる。

それから、行政の方も専門家に対して対応しないといけない。窓口に申請を持ってくる人は、基本的には専門家の建築士である。ところがそれに対応する役所では、実は建築職の人は少ない。高崎市の例でいうと6人全員が事務職の方だった。みんな優秀で、役場に採用される時は事務職だが、ちゃんと勉強をして、現地で実際に訓練していくと、建築士さんと結構対等にやっていけている。それはそれで非常に優秀なのだけれど、職員採用の時には、できればランドスケープとか建築職の人を採用して欲しいと思う。

余談になるが、東京都新宿区では7、8人いるが、そこもほとんどが事務職で、建築土木の専門職は多くても半分ぐらいしかいない。でも、結構それでやっている。それはやはり、アドバイザーや専門家の手助けがあったり、それから、事前相談でということもある。その辺は今言われている通り、仕組みを考える上で、「形式的にはこうなんだけど、実際運用はどうするか。」ということで、これから考えていかないといけないことである。

委員： 多分、そこら辺からちょっと漏れてくるところがある。今お話していたのは大体大規模建築物の話だと思う。半田市のケースで、農村景観を重要視したいというところに、ヨーロッパな住宅が建っているところがいくつかあった。半田市の担当行政職員の方に聞くと、「このデザインの住宅しか持っていない」というハウスメーカーさんを、クライアントさんが決め打ちで決めてしまっているケースがあり、誘導基準とかをつくっていても、どうしても最後は「これしかできないから」ということで逃げられてしまって、それがすごく多く建っている。そこら辺も押さえておきたいなという気持ちがある。

委員長： 最も厳しくしようと思ったら、全区域を景観地区に、都市計画に指定するというやり方をすれば、すべての開発行為、建設行為を役所が認可しないと建設できないというのができる。日本で唯一やっているのが兵庫県の芦屋市。全市内を景観地区という都市計画に決定して、何をやろうとしても、すべて役所に届けなくてはいけない。他は、都市計画の景観地区ではない普通の景観区域ということでいくと、大きいもの、例えば高さ 20m 以上とか床面積が 1,000 ㎡以上というものだけチェックしている。それを景観地区という都市計画で決めれば、すべてチェックする。そのために膨大な作業になる。芦屋市はすごく頑張ってやっていて、そこまでは多分、やらないかなとは思いますが、そうならないように、東浦はうるさいよと、その窓口行ったらいろいろ言われて、ちょっと考えないといけないなということを、口コミで広がるようにするだけでも、すごく効果的かなと思う。

委員： 揉めたケースとして、東ヶ丘というところがある。名鉄が開発して、入ってくる時は、住民は判を押して入ってくれば良い訳です。ところが 10 年経つと建築協定で変えないといけないから、そのときすごく揉める。私も初めてやった時は区長だったので、変え直すときに全員に判をもらわないといけないで、入った時には黙って判を押してしまうけれど、10 年目の時には、良く知っている人に何が悪いと言われて、それで揉めて。全員にももらわないといけなかったから大変だった。それで伺いたいのが、建築協定とこれとは、どちらを優先するんですか。

委員長： それは重なる話です。

委員： 両方ですね。両方やらないといけない。

委員： それと、今度うちのほうで区画整理をやろうとしている。区画整理の時に、このような話をどれぐらい参考にしてものを言っているのか。

委員長： ぜひ良いモデル地区としてやって頂けると良いと思う。

委員： 町長の決心ひとつだと思う。

委員： 厳しい規制があることでかえって高い価値に変わる時がありますから。

町長： 本当はそういうものも含んで、将来も持続的に評価されるようになるのが

理想だと思う。ちょうど区画整理で地権者とまとめを行っているところで、やはり地権者は地権者で自分の利益を最優先するので、あまり規制を厳しくすると、例えば売ろうとしている人にとってはあまり面白くない話になる。なのでその辺が微妙だけれども、本当のことを言えば、そういうことも含めて理解を戴きながらまちづくりができると良いなと思う。

委員長： 他の町でも事例としてあるが、自由に何でも建てても良いということは、その敷地を持っている人にとっては良いことかもしれないが、まわりの人にとっては迷惑な場合もある。そうすると結局、地区全体で価値を維持しないといけない時に、その自由ということで地区全体の価値を下げてしまい、次に住み替える時にあまり人気がないということになってしまう。なので、入口はちょっと敷居が高いけれど、みんなでルールを守るほうが、長い目で見た時に、資産価値としても守られるし、景観とか環境を守るといううえでも良いことである。一般的に言うと、「何で俺の土地を規制するんだ」とか、そんなことならやらないほうが良いよとか思うが、もうちょっと長い目でとか、良く考えてみると、多少のきちんとしたルールがあったほうが本当は自分も良いし、周りも良い。その辺は充分議論をしないといけないし、何のための規制かとかルールかというのを、そういうのを、ぜひ議論していきたい。

委員： 良く勉強していきたいと思う。

委員長： 私の場合は、大学に勤める前は地域公団というところにいて、そこは一人協定で、売りに出す時に建築協定付きで売り出していた。10年経ったら、もうこんな住民同士で監視しあうのは嫌だからやめるとか、それから、やっぱりいちばん良いところの土地を持っている人がいちばんひどいことをして、なかなか説得するのが難しいとか、そういうことが確かにあった。なので、これからは個々に対応しないといけない。

では次の「景観特性」について、それと次の「将来像・基本理念」も説明していただいて、どういう景観が大事なのかということを、少し皆さんで議論していきたいと思います。

事務局： 「東浦町の景観特性について」、「景観の将来像・景観形成の基本理念」をパワーポイントを用いて説明。

委員長： ワークショップでもいろいろな議論があり、それも含めて各委員の皆様から色々な意見をいただいています。まだ今日発言されていない方からも意見いただければと思います。

委員： 生まれてずっとこの町に住んでいて、なかなかそういう視点で見たことがなかったが、改めて資料を見ていて、先ほどの発言にあった「規制が価値に変わる」というのは自分の今までの人生観にはなかった語録だと思った。今日この会に参加させていただいて、たくさん見がてら、まだ感じただけのレベルではあるが、そういう光景になっていければと思う。規制が価値に変わるというのは、非常に難しいと思うが、将来像をつくるのは非常に大切なことで、良きにつけ悪きにつけ学ばないといけないと思っています。

委員： ひとつ確認。東浦は屋外広告物条例を持っていないのか。

事務局： そうです。基本的には愛知県の屋外広告物条例に則り、東浦町に届出をするようになっている。

委員： 現地視察で回ってみると、以前の屋外広告物は電柱に簡単な看板をたてたのが風で舞ったりして、かなり乱雑に町を乱しているような感じだったのが、最近はなくなったのか、効果がないので業者が設置しなくなったのか。それよりも強固なというか、事業所、工場などの看板以外の単独の広告物、例えば交差点で集合的な広告があるが、あれは業者に依頼して事業主が有料で出しているのだと思う。本来、県の条例のなかで禁止されている地域にかなり屋外広告物が設置されていると思う。景観についての問題にしようとする、条例はありながら県の指導が弱いような感じがする。本来、設置してはいけないところに設けられている。もちろん設けても良いところも多少あるけれども。不当に設置されたものに対して撤去しなさいというところが行政指導としてなされないというようなところが、広告物条例がありながら適用されていないのではないかなと思うが。

委員： 何か資料があったと思いますが。

事務局： A3の資料の18ページに県の条例の区域の資料が載っている。赤いところは、基本的には禁止区域となっている。一部適用除外で設置することも可能な区域となっている。青色と黄色の区域については、許可地域や許可区域といって、町に許可を求める必要がある。面積の制限などはあるが、基本的には設置できる区域になっている。県の条例では、町村は市街化区域の届出は必要だが、市街化調整区域についての届出は、市は必要、町村は不要の区域となっている。白地になっているところは、基本的には届出がいらずに設置ができる状況になっている。

委員：　　ここら辺の仕分けが、今日現地で見させていただいたなかにおいて、必ずしも 100%合致しているとはいえないという風を感じている。

海道委員長：　許可は県の許可ということですか。

事務局：　基本的には町に申請して、町が県の条例に対して判断して許可を出すということです。

委員：　　県には報告するだけですか。

事務局：　報告はなしです。

委員：　　まったく乱れてきていますよね。

委員：　　屋外広告物というのは、店に直接貼りつけるものと、集合看板のように出てくるものがある。集合看板みたいなものは、ほとんど端末で見られるようになってくると、これから不要になってくるのではないか。つまり、そこと関係ない場所に、ある店の宣伝とか商品の宣伝とか、そういうものばかりなので、実際そこにある必要は本当は無いのではと思う。目につかせることが目的でやっているの、端末の進化で、全然違うところのほうが目につくようになる。

委員長：　あれを見て店に行く人はほとんどいないでしょうね。

委員：　　ただ、やはりいろいろな世代がいるので、どうしても漏れてくるところがあって、これを頼りにしている人たちもいることは確かだと思うが。

委員：　　大型集合看板のほうは情報収集のもので、あそこを見なくても店に行けるというか、あれを見ても店に行けないわけですから、そういう意味で直接的な影響は実はないのではないかと疑ってはいる。

委員長：　確かに、これから屋外広告物の取り扱いを、景観計画のなかでどうやって位置づけるかというのを相当議論しないといけないと思う。今、屋外広告物条例関連の法制度もだいぶ変わって、市町村でかなりいろいろとできるようになっているとは思いますが、今までは県条例があっても、あまり関係ないみたいな形できた経緯がある。

委員： 表現は悪いが「ざる法」みたいなものだと思う。

委員長： ほとんどそうだと思います。そもそも建物全体がひどいことになっている状況でもある。

委員： 本当にそうだと思う。それと、建物から離れた広告物は規制できるけれど、建物と一体にした広告は規制できなかったりする。

委員長： それはまた、資料を出してもらって、少しこのなかで議論しないといけないと思う。

委員： 話が替わりますが、視察のいちばん最後に、緒川地区の細い道を歩いた。せっかく良い建物が残っているけれど、道の幅がみな4 m以下だと思う。4 m以下なので、建物を建て直す時にはすべて破壊されてしまう訳ですね。

委員長： 建築基準法の関係で、再築できない。

委員： そのため、残してくれと言われても、きれいな門扉だとか、ああいうものが残せないケースが多いと思う。建物に関しては、結局いつできたかという証明が出るけれども、塀だとかそういうものは出ない。となると、既存で残すことができない。

委員長： 多分、手があるのではないかなと思う。

委員： 文化財保護的な観点、文化財保護法とか、景観重要建築物とかで。

委員： そういったものに指定されれば良いが。

委員： 私が住んでいる半田の亀崎地区もそういう町並みです。結局残したくても残せず、道路後退のためにみんな壊されてしまった。

委員長： 建築基準法があって、道路のセンターから両側2 m離れた4 mの道があれば自由に建築できる。これが4 m以下だと、道路ギリギリには建物は建てられないので、離れて建てるということになる。その道路ギリギリのところに黒板塀とかが立っている。

委員： 現地視察でも、黒板塀とか良いものがありました。

委員長： 建築基準法で、塀は確認申請がいるのでしょうか。

委員： 塀は、単体の場合は「工作物」だが、建築物に付属するものは、あくまでも「建築物」です。建築物に付属する塀は建築物という定義があり、ひと括りの建築になるので、ああいうものを増築したり改築する時に、確認申請義務が発生する。その時点で、道路の中心から今おっしゃった通り 2 m セットバックしないといけないので、その時に塀ごと壊されてしまう訳です。そこに抵触したりすると、また道路斜線制限がかかってくるので。

委員長： こういったものが確かに大事だと評価されているが、では残すにはどうしたら良いのか。その辺のことは、かなり技術的な面なのか。

委員： 全体の地域協定で、文化財保護法みたいなもので網をかけない限り、まず壊されるのではないか。

委員： では尾道とかではどうしているんだという話にもなるが、そういうところは、そういう形で守っていつているんだと思う。防災的な観点からも、補助的に支援して守っていくということではないか。

本当に今おっしゃっているように、代が替わったりしていくうちに、ここ 2、3 年だけでもどんどん建築物がなくなっていく。亀崎にあるような建築物はすごく美しいですね。本当に「これは良いなあ」とみんなが共有できるような、ああいうものが軒並みなくなりつつある。これをどこで、どういう仕組みをあてがうことによって、そういうものを守っていくものはちゃんと守っていくのかということが、すごくいちばん大事な話ですね。

委員長： あとは防災の関係で、狭いところは今までの考えとすれば道を拡げて、そしてそれで防災安全上はもう良いんだという話に従来なっていた。前に愛知県の職員の方も仰っていたが、道を拡げなくても避難だとか、いろいろな防災の対策のやりようがあると言っていた。そういうこともあるので、それもこれから検討しないといけないと思う。今評価できるものを、どういう風なカタチで伝えることができるか。

委員： 私は東浦に住んで 18 年ぐらいになります。

委員： 何か魅力があってここにみえたのか。

委員： 何が魅力かといえば、自然でしょうか。「土地らしさ」とかいろいろある。先ほどのお話のなかで、だいぶ景観が壊れているということがあったが、以前はイオンもなかったし、来たときは家から刈谷のほうが確かに良くきれいに見えた。今はイオンがあって全然見えないとか、そういったことは感じる。あとは町が市に変わる動きがあるなかで、人口が増えていくことは致し方ないと思いながら、別に増えなくても良いというのが、本音としてはあります。

委員長： 自慢したいとか伝えたいというのが、理念として大事じゃないかということですが、何か自慢したいとか伝えたいっていうことを考えたら、どの辺の、どういうものとか場所を伝えたいとか残したいと言えますか。強調したいところとかあれば。

委員： 昔から住んでいる者ではないので、歴史云々というのは、はっきり言って実感できないところがある。自慢したいといってもむずかしい。ただ、景観の特性で挙げられていたように、小さいなかに自然、歴史がいろいろある。「於大」というのを全面に出して、町を挙げてやっていて、そこを感じさせるということが出来る。また産業も工場が来たりとかして、住宅も増えている。確かに、町の小さいなかにはいろいろなものがあるなというのは、改めて思う。

委員： 景観が市町村の良さを表す良い指標であると言われているが、本当にそうなんだろうなと思えることがある。先ほど町並みを歩いていた時のゴミの少なさ。そういったことも小さいことではあるけれど良い景観になるのではないかと思った。

副委員長： 犬のフン害の駆除も月2回やっているが、かなり減ってきている。カンとか、そういうものも拾う運動もやっていて、緒川の町を全体に美化しようということで、まずは犬のフンからということで始めている。

委員： それは町を歩いていても感じた。気持ち良く散歩しようという時に、そういった小さなことも大事なのかなと感じた。

もうひとつ、友人に「どこに住んでいるの？」と聞かれた時に、「東浦だよ」と言っても伝わらない時がある。ただ、「東浦のイオンがあるところ」と言うと「ああ、大きいイオンがあるところだね」とわかってくれる人がいる。なので、そういう、言ったらわかってもらえるようなこと、たとえば今

でも於大公園がそうだと思うが、そういう、ひとつひとつの歴史をもう少し、他の人が見ても魅力的に見えるような見せ方をしていく必要があるのかなと感じる。

委員： 愛知県の役所から来ています。今日感じたことを2、3点。ひとつ、先ほど議論のなかで屋外広告物の話が出ていて、私のグループで、屋外広告物条例を担当している。役場の方から説明があったように、屋外広告物の規制については、市町村さんに今、屋外広告物の許可ということで、出てきたものを審査して適正かどうか見て、許可を与えていただいているというのが現状です。皆さん言われる通り、許可が出ていないようなものも少しあるので、これからは役場さんと一緒に、景観という面からも取り組みたいと思う。

中部国際空港ができて愛知万博をやる時に、知多半島道路沿いの屋外広告物について、特にインター周辺とか道路沿いについては、かなり県も力を入れて撤去をした経緯がある。東浦に長年住まわれている方で、その時のことをご存じの方は、あの時はきれいになったと実感していただいていると思うが、今は県としては一段落して、普通の業務に戻っている。こういった関心の高いところについては、市町村さんと一緒に、今後もやり方を考えながら取り組んでいきたいと思う。

今日の委員会で、去年からご参加していただいているワークショップの方とか、非常に意識も高く良いなあと思う。やはり景観は、住んでいるそれぞれの方が意識を守っていただければ全体が良くなるわけで、また、今日の議論の中でも、ワークショップを今年もやりたいというお話もあったので、ワークショップ、更にはその方が地域に戻って人と話をしたりして、少しずつ広げていけたらいいと思う。急には変わらないと思うが、長い年月をかけて、そういった取り組みを続けていっていただきたいと思う。

愛知県としては景観の出前講座というのがある。私たち県の職員が、今だと小学校へ出向いて、景観はこんなのだよとか、こういう風に町がなったらどうだろうというような講座を行っている。景観に限らず、まちづくりとか、下水道とかもやっていて、下水道では、総合学習の場で県の職員を呼んでもらって勉強していただいている。景観という面では、年間で1、2校からお呼びがかかって、今年の9月には他の市町へ行く予定です。そういった、子どもの頃から都市計画とかまちづくりに興味を持ってもらえれば、大人になった時には気を付けないといけないなと、その辺にちょっと興味を持って地域の活動を始めたり、いろいろなことがあると思う。東浦町さんのほうでも関心を持っていたいて、声をかけていただければ出向いていきますので、よろしくお願いします。

委員： 午前中に町内を見させていただいて、町内に色々な景観があることがわかった。そのなかで、この中間報告の「景観資源」に書いてある自然景観や水辺景観、こういうのは非常にわかりやすく、多分皆さんも良いなと思って、これからも残していった欲しいなという風に私も思う。

しかし、例えば「生活・産業景観」という項目については非常にわかりづらいというか、今まである方向性を持ってできてきたわけではなくて、例えば「活力やにぎわいを象徴する都市景観」と書いてあるが、非常にわかりづらいことばでもあるし、どういうのがあれば良いのか、これからの皆さんのご意見を聞かせていただきたい。こういう「生活・産業景観」という項目については、町としてどういう方向性を持って景観形成に取り組むのか、非常に難しいと思う。

古い町並みも結構良いところがあったと思うが、個人の家屋にも影響する。京都で観光客が来るようなところであれば、皆さんある程度の理解を持って、そういう景観を守っていこうというのはできると思うが、東浦町においては、そういう場とはいえないところがあって、第三者的には良いなと思っても、なかなか守っていくのは難しいとは感じた。

委員長： ワークショップの時に、この辺の、今のイオンのところとか工業団地とか、そういうのは積極的に決めたのか。

委員： ちょっと根本論になってしまうかも知れないが、ワークショップの時に、この資料について、6ページ「東浦町の景観特性」の景観資源についての欄で、例えば、歴史景観のなかで「緒川城址」とかがあるが、これがそのまま出ていたわけではないと思う。例えば、今おっしゃっていた「生活・産業景観」のところで、工業団地の森岡・藤江は、そんなに出ていたかなあと。また、乾坤院には文化財保護法に基づいて町指定の文化財が3つあって、県の教育委員会に確認すると、もう重要文化財級であると。少なくとも県指定として5年前ぐらいに動いていたんだけど、所有者の意向を確認できなかったので町指定のままだというのがある。それで、認知度としても非常に高い。また、例えば、徳川家康のNHKの大河ドラマとかがあったらすぐ撮影に来る、それぐらいの水平展開線もある。そういったものがワークショップで語られていたが、ここに出てきていない。於大公園ひとつとっても、於大公園よりは自然環境学習の森のほうが、私はすごく人気があったと思うが、報告書として出てきていない。

視点場というものを意識した時に、今日回られた実感として、入海神社の奥を回って、路地裏とか建築物を見た時に、委員の中でもここがかなりの重要点が高いと。ところがそういうことが出てきていない。

特に、これの前段で町民アンケート調査を抽出で行っている。その時は、自然景観に対する住民の意識が高かった。もしくは、産業景観としてのぶどう畑。ぶどう畑が産業景観なんですね。そういった意味で、この生活とか暮らしとかを表す意味で残したいという意見が多かった。それは、外から見た人もすぐにわかる景観です。

ワークショップを5回ぐらいやって勉強し始めると、歴史的な景観にシフトしていく。ワークショップの4回目か3回目の時に、そのアンケートが出てきて、そのなかの参加者の方から、こういう質問が出ました。「僕たち歴史的景観が良いと思っていたけど、アンケートの結果と違うよね。これって、どういう風に認識すれば良いの？」と。そうしたら、コンサルの方が的確におっしゃった。「勉強してこうやってできるということは、そっちのほうに価値があるかもしれませんね。」と。

大体、路地裏、これだけ自動車生活が定着した世界のなかでは行かないですよ。もともとここに住んでいる人さえ、なかなか大人になったら行かない。

最終の時に私が申し上げ、他の方々も言っていたことですが、一番最後にマップを作成した。そこに全然強弱がなかったんで、ヒエラルキーをつけてください、優先順位をつけてくださいということを申し上げたけれど、結局、報告書が後日出来た段階で、それが表現されていなかった。この報告書を基にやってしまうと、どうしても、そのワークショップからのこの委員会への伝導性みたいなもの、要は住民の意識をちゃんとこの委員会が受け止めているのかということに関して、今の中間報告書ではミスリードしてしまうと、私は思う。それがいちばん懸念しているところです。

委員： 委員長、もしそうだとすれば、ワークショップで計画とともにどういう風に話題が進展していったかという記録は、ぜひ共有したいと思う。

今このなかで、いろいろと疑問なところがあって、先ほど申したように、何のためにこれをやるのかという部分の答えが、あまり見えていない。例えば、「産業景観」で出た産業は、誘致した工場でしかなかったというのは、言ってみれば、産業としてはいちばん最低の産業であって、外の力に頼って自らの自治を助けてもらうという形の産業のとりあげ方しか、今できていない。それを大きく産業景観と出してしまったことについて、非常に私は疑問で、先ほどの発言にあったように、ぶどう産業というのは非常に大きな産業景観であるはずだし、あるいは、古い町のなかでちょっとした店を出したとか、そういうことの産業のほうの方が実は価値がすごく大きい。その時にどこのベクトルが向いているかによると思う。

先ほど「住むのに良い」とおっしゃっていたが、つまり、ここの住民にとっては、価値の高いところに住みたい、という意味なのか、あるいは観光客

をたくさん呼びたいのか、どういう方向に向かっていくのかというところこそがすごく大事で、それが今、前に出てこなければならない。

その方向に寄ったら当然、「ヒエラルキー」という発言があったが、その分脈に乗ってきた時にどれが大事かというのが、当然選択されるはず。だから、その辺を再構成できるためのアイデアとして、去年までやったものが、私は今日の資料を見た限りだったので、大して話し合いされていなかったのかと思ってしまっていました。

委員： それは私にとってはすごく心外です。

委員： です。今、この話で、それはぜひ踏まえたいといけなかったと思います。

委員長： 確かに景観というのは対象とする幅が広くて、極端に言う目に見えるものすべてということになる。自分でこう見える、というのは頭のなかで理解するわけだから、その生活の価値観だとか、いろいろなものがある。

確かにヒエラルキー、何を最優先するかということはある。別格なものは別として、だんだん降りてきて、身近なものになった時には「何がより大事か？」というのは、なかなか優先順位はつけにくいということがあると思う。身近な、例えば、町を歩いていて、目線で見た時に何が大事かというものを発見する、というのも、人によってすごく違っている。

地域の人たちに歩いてもらって、それを報告してもらって議論をした、そういう記録があった。それを文章にまとめた方がいちばん面白く感じたのは、「女子高校生がある家の前の牛乳受けみたいなものを発見して、それがすごく面白いと言っていた」と。まとめた方は、そういうところを非常に評価していた。大人になって物の見方が一般的になると、だんだん整理されて、誰でもわかるようなものになってしまう。

良い景観とかそれがホッとするとか大事とかいうのは、それぞれの面はたくさんあるので、多分ワークショップの時でも、いろいろと議論はされたかなと思う。ただ、一方で、先ほど言われたように、ワークショップでいろいろ議論しても、一方でまた、いろいろ勉強すれば、違ったものができると思う。確かに、なかなか難しい。

委員： 委員長が、自分の住んでいるところの誇りだと思えるところは何ですか。

委員長： 私は今、2つ、大学の近くと名古屋と両方に家があって、両方に住んでいます。それぞれにやはり特徴があって、わりと郊外で開発された町と、町のなかと両方それぞれ特徴があります。

委員： 住んでいる者が「自慢したい」というのは何だろうということですが、ある人がある大きな会議に出ていって自己紹介をする時に、何をしゃべろうかと一瞬迷った時にやはり、「徳川家康のお母さんの産まれたところだ」と言って、みんなに納得してもらった。東浦町というところは、於大さんの、徳川家康のお母さんのいたところですよと、それから話を切り口にすると、納得してくれる訳です。

東浦はどういう町だ、ということをぜひ知って欲しい。東浦町を簡単に説明している、ボランティアでつくられた本があるし、町が出している小さな雑誌があつて、そこにもある程度、さっきのずっと会話しているところが、書いてある。

周りに緑が残って、町に住んでいて便利だと、こんなに良いところはない。刈谷市の人たちが「すごく良いところだ。第二の別荘をつくりたい。」と、みんな言っている。住んでいる者が、案外そういうことを知らないのだと思う。去年、一昨年から於大まつりに刈谷市を呼ぶようになった。すると市長とか議員が来て、その人たちが「良いところだ」と言ってくれる。どういうところかを聞くと「ちょっと高い所にあつて、緑が残っている。」と。そういうまちづくりをしないといけないと思う。

委員長： 今日の資料は皆さんの議論の材料ということなので、今日出された議論を参考に、今後もう少しメリハリをつけたような形にしていてもらいたい。それから、基本理念のところの、わりと抽象的なかたちになってしまっているので、わかりやすく書いてもらうということをお願いしたい。

委員： 「基本理念」というところに、いろいろ書いてあるが、将来像と書いてあるなかの、○でたくさん書いてある事項を、たぶんこれから精査していくことになると思うが、どちらかという、今の景観、あるいはこれから得べき景観になぜなるかという理由に着目したほうが良いような気がする。「何とかされるまち」という風に、語尾を合わせているけれども、さっきも「景観とは？」という説明にあったように、他に目的があるって書いてありましたよね。要は、何を本質的に求めるとこういう景観になるっていう部分が、ちゃんと言えらと思いますので、そこをもう少し注意深く書くと、将来像が具体的になるんじゃないかなと思いました。

委員長： もうひとつは、やはり先ほどの議論でも出たことだが、大事と思っているものがどんどんなくなっているという、その課題です。例えば、良い自然と思ったのがどんどん壊されていく。家がなくなるとかがキーになっていて、

それを何とか食い止めないといけないという。それも大きな課題で、そして、そのための景観も守らないといけないっていうことは、変わっていつてしまうと失われる。ここでは出てないと思うので、その辺の整理が必要かなということですよ。

委員： ちなみにこの基本理念は、ワークショップでは議論していません。

委員： 事務局ではありましたけど。

委員： その課題になる材料は、ワークショップでは出ていましたので、今おっしゃったように、序文のところでその課題があって、こういう自然景観が減少傾向にあるという序文があって、それに対して将来像が出てきて、解決策は基本方針とかで述べるとか、そういう物語がないといけないと思う。「住みたくなくなる」とか「自慢したくなる」というのは、それは、どこでも共通の話なので。

委員長： 「東浦」の文字を変えるとどこでも同じになってしまっって使えない。

委員： 金太郎飴みたいな都市になりつつあるので、それをどういう風に、東浦らしさというのを残していくのかというのを、発掘していたわけですから。

委員長： ここしかないというような個性を、どこでどう出すかということですよね。

委員： 確実にありますので。

町長： 最後のまとめみたいなものですが、本当に皆さんのご意見を聞いていて、今日は1日楽しかったです。

武豊線に乗ると良くわかりますが、刈谷の側というのは平らであり緑もない。こちら側のほうが圧倒的に面白いんですよ。やはりそういうことを我々としては自覚しても良いと思うし、もっとそういう意味では大事にしていきたい。斜面のなかに家が建っていて、斜面があるようなところがすごく良いと思う。そのなかにそういった路地などもある訳です。

なので、何を大切にしていくかということを、皆さんでもう少し具体化して戴ければと思う。そして、冒頭でも出たとおり、何でこうやって皆さんが集まって話し合っているのかの理由もそこにあるはずだが、一番大事なのは、景観をつくっているのは実際に住んで暮らしている、生活している皆さんの町なのだから、その人たちに理解していただく、納得していた

だくということだ。プロセスづくりみたいなことも多分、非常に大きなテーマになってくると私は思っています。

海道先生も言われたが、何か公聴会的なことをやってはどうかという提案もあると思うので、本来の目的を達成するために町全体として実行していくためには、スケジュールの変更を検討するということも当然やっていかなければいけないかと、私は思います。

委員長： 最後にひと言だけ。全国でいろいろな、景観で頑張っているところに行って、何故頑張っているのかということを伺ってみると、4つぐらい理由がある。

1つは首長さんのリーダーシップで頑張っているところ。2つめは、専門家の先生がガンガン言うので、しょうがないので頑張っています、みたいなものもある。3つめには、行政のなかですごくこだわった職員がいて、景観でずっと10年以上、自分の町を何とかしたいと頑張っているところ。そして4つめは、住民運動というか、住民の方がいろいろな取り組みをしてこだわっていて、良い景観をつくろうとか、歴史景観とか自然だとかをちゃんと守っていかないといけないと、そういうことで頑張っているところ。その4つのどれか、あるいはそれが重なっている所では、景観の取り組みはすごく進んでいます。

ここ東浦はすべて重なっているのではないかと。まず町長さんがこういう委員会にずっとおられるというのも初めてで、大体最初に来て、次の会議ありますからと中座されるのが普通です。それから職員も、大体は普通コンサルタントが発表するが、今日は職員の方が自分で資料説明されていて、そういう面でいろいろな可能性があると思う。そしてワークショップから引き継いで審議会で議論がされている。ぜひ次回以降、皆様のご協力で、良い景観づくりが実際にできるように進めていきたいと思っている。よろしくお願いします。

事務局： では、次回のことにつきまして、少しお時間をいただきたい。

今日は次第10の(3)まで進めさせて戴いたが、また、次回改めて、(3)、(4)を含めて、審議をお願いしたい。お手元の資料をもう一度お持ちいただき、これを基にお願いしたいと思います。

今後のスケジュールのところで、委員会が4回とあるが、冒頭、委員長のお話のなかで、回数が複数回増えてくるだろうというお話があり、目標としては、月に1回程度の会議になっていくのではないかと考えている。委託業務のほうは、当然ながら回数をベースに契約をしているが、予算的な処置は責任を持って対処したいので、ご理解いただきたい。次回は来月末を目標に、改めてご案

内申し上げます。

委員長：本日は皆さん、熱心にご議論していただき、ありがとうございました。次回はまた調整してということですので、よろしくお願いします。

(以上)